

第2次大崎市 食育推進計画 改訂版

1 みんなで楽しく
食べよう



6 手を洗おう



12 食育を
推進しよう



7 災害に
そなえよう



5 よくかんで
食べよう



11 和
伝



3 バランスよ
く食べよう



4 太りすぎない
やせすぎない



9 産地を
応援しよう



10 食・農の
体験をしよう



4 太りすぎない
やせすぎない



9 産地を
応援し



5 よくかんで
食べよう



8 食べ残しを
なくそう



6 手を洗おう



大崎市

12 食育を
推進しよう



1 みんなで楽しく
食べよう



7 災害に
そなえ



第2次大崎市食育推進計画 (改訂版)の策定にあたって

大崎市長 伊藤 康 志



「食」は生命の源であり、すべての人々が生涯にわたり健康で心豊かに暮らしていくために欠かせないものです。

世界農業遺産に認定された「大崎耕土」の豊かな自然と豊富な食材に恵まれている本市では、これまで、安全で安心な地場産の食材を活用した郷土料理や伝統食などの食文化、あるいは発酵文化や伝統野菜が発展してきたことから、これらを次世代へしっかりと引き継いでいかなければなりません。

そのような中、前計画の目標を維持しつつ、新たな地域資源を生かした取り組みを推進することとし、平成29年3月「第2次大崎市食育推進計画」を策定し、食育を総合的、かつ計画的に推進してまいりました。

しかしながら、近年、「食」を取り巻く環境が大きく変わってきており、新型コロナウイルス感染症の拡大、食育によるSDGs達成への貢献、自然災害による命を守るための非常時の備え、食品ロス削減に関する法律の制定など、食育の推進を取り巻く状況と社会情勢の変化に対応した取り組みが必要となっております。

このような状況を踏まえ、市民皆様が生涯にわたり健康で心豊かに暮らせるよう、豊富な食材や食文化など、地域資源を生かした食育を推進するため「第2次大崎市食育推進計画(改訂版)」を策定し、関係機関・団体との協働により、より一層「食育」の推進に取り組んでまいります。

令和4年3月

【大崎市の花・木・鳥】



【ひまわり】



【さくら】



【マガン】

第2次大崎市食育推進計画 目次

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	2
3 計画の位置づけ	2
4 第2次計画の評価と現状	3

第2章 計画の基本目標

1 基本目標	11
2 基本的な方針	11
3 計画の目標値	14

第3章 計画の方向性と具体的な取り組み

1 健康な心とからだをはぐくむ食育の推進	
(1) 規則正しい食生活の実践	19
(2) 栄養バランスのよい食事	19
(3) 楽しく食べる環境	20
(4) 健康づくりに関する知識の習得	21
2 「食」と「農」が連携した食育の推進	
(1) 地産地消の推進	22
(2) 豊かな農業の体験	23
(3) 安全・安心な食の理解	24
(4) 食への感謝の心を育てる	25
(5) 食品ロス削減に向けた普及啓発	26
3 食文化の継承に向けた食育の推進	
(1) 和食による伝統的食文化の推進	27
(2) 地域の特性を生かした取り組み	27
4 各種団体のネットワークを活用した食育の推進	
(1) 多様な連携による食育の推進	30
(2) 食の情報発信	31

第4章 ライフステージに応じた取り組み

1 乳幼児期（0歳～5歳）	33
2 学童期（6歳～14歳）及び思春期（15歳～17歳）	33
3 青年期（18歳～39歳）	33
4 壮年期（40歳～64歳）	34
5 高齢期（65歳以上）	34
6 ライフステージごとの取り組み内容	35

第5章 計画の推進体制と関係者の役割

1 計画の推進体制	41
2 計画推進における関係者の役割	42

資料編

1 用語解説	45
2 大崎市食育推進ネットワーク会議構成員名簿	47
3 大崎市食育推進協議会委員名簿	48
4 大崎市食育推進協議会設置規則	49



第1章

計画策定の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の期間
- 3 計画の位置づけ
- 4 第2次計画の評価と現状

1 計画策定の趣旨

食育基本法^{注1}（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定に基づき、食育^{注2}の推進に関する基本的な方向を示す計画として、平成20年3月に第1次大崎市食育推進計画を策定し、その後把握した課題、社会情勢や環境の変化を踏まえ平成29年度に第2次大崎市食育推進計画（以下「第2次計画」という。）を策定しました。第2次計画では、2つの基本目標として「市民一人ひとりが、食を生きる上での基本としてとらえ、健全な食生活を目指します」及び「大崎市の豊富な食材を理解し、食文化の継承を通して豊かな心をはぐくみます」を掲げ、その基本目標を実現するため市内の食育に関する関係組織が連携し、情報の共有を図り、互いに協力しながら総合的かつ計画的に食育に取り組むことができるよう「大崎市食育推進ネットワーク会議」を設置し、令和2年10月には「大崎市食育推進協議会」に組織を改めました。また、庁内関係課からなる「大崎市食育推進庁内連絡会議」を組織し、地域と一体となり食育の推進に努めてきました。

第2次計画の取り組みにおける評価と現状としては、児童・生徒やその保護者からのアンケート調査結果などから「3度の食事をとる」、「好き嫌いをなくす」など「食育」に対する意識は減少しています。また、朝食における欠食^{注3}の割合の増加や、「主食・主菜・副菜」をそろえて食べる人の割合も減少傾向にあり、健康や栄養に関する実際の取り組みに課題がみられます。

また、宮城県が全国的にも割合が高く、上位に位置する「児童の肥満」や「成人のメタボリックシンドローム^{注4}」の割合についても、本市の状況としては、県内平均を上回っていることから、深刻な課題となっています。

「食」と「農」が連携した食育の推進については、地場産野菜などの生産者が減少し、使用可能な品目も減少していることから学校給食における地場産野菜などを利用する割合は減少傾向にあります。

国や県の動向としては、食育による「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成や食品ロス^{注5}削減に向けた取り組みを推進するとともに自然災害による命を守るための非常時の備えや新型コロナウイルス感染症対策として「新しい生活様式」への対応が求められています。また、平成29年に本市を含む大崎地域の「大崎耕土」が世界農業遺産^{注6}に認定され、食文化をはじめとする地域の伝統文化の継承や普及に取り組んでおります。

中間年である令和3年は、このような状況を踏まえ、国や県の食育推進計画や、本市の食育に対するこれまでの取り組みを評価・検証し、地域の特性を生かした食育をさらに展開するための指針とし「第2次大崎市食育推進計画」を改訂するものです。

<食育とは>

生きる上での基本であり、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものであって、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

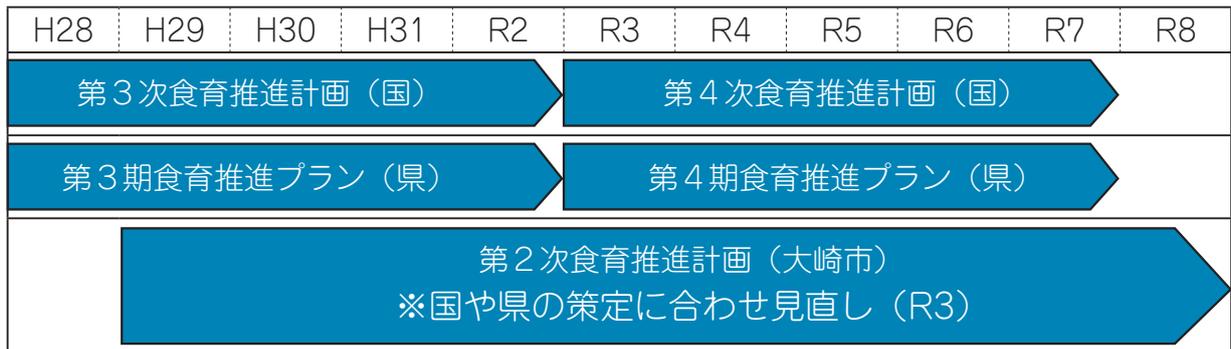
（食育基本法前文より）



2 計画の期間

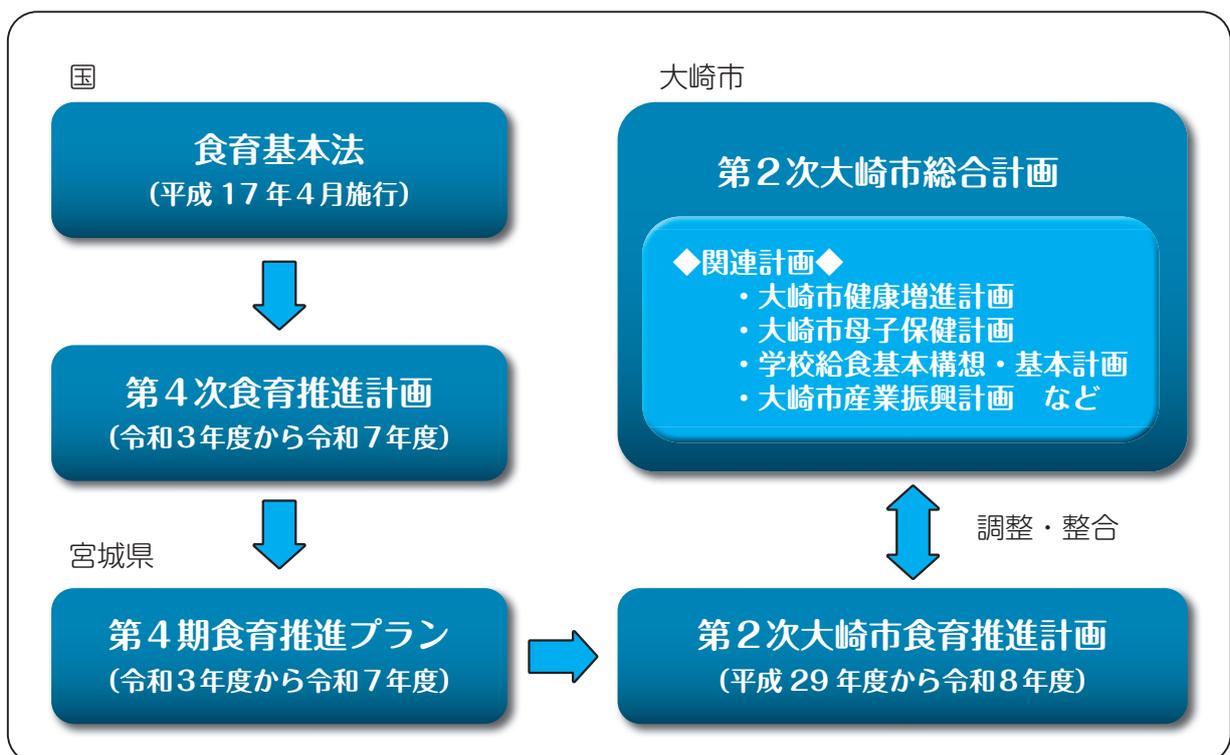
本計画は、平成29年度から令和8年度までの10カ年計画です。

なお、計画の達成状況や社会情勢の変化などにより見直しが必要になった場合は、見直しを行います。



3 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画として位置づけ、本市が進めていく食育に関する施策の方向性や目標を定めます。



4 第2次計画の評価と現状

第2次計画では、食育推進の成果を客観的に把握するため、「数値目標」を設定しており、その評価と現状は次のとおりです。

達成度の判定	☆	達成：目標を達成
	○	改善：現状値が改定時よりは改善されているものの目標値には達していない
	△	不調：現状値が改定時から改善されていない
	－	評価不能：策定時以降調査を実施していない

(1) 健康な心とからだをはぐくむ食育の推進

①朝食を欠食している人の割合

(単位：%)

項目	策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)	評価
3歳児	0.8	1.0	0.5	△
5歳児	1.1	1.7	1.0	△
小学5年生	4.2	5.5	3.0	△
中学2年生	6.2	7.9	4.5	△
保護者(3歳児)	4.8	9.0	2.5	△
保護者(3歳児以外)	7.7	10.3	3.7	△

出典：平成27年度・令和2年度大崎市3歳児健診
平成27年度・令和2年度大崎市教育委員会食生活状況調査

朝食を欠食している人の割合は、全項目で増加しています。また、項目別では子どもの年齢が高くなるにつれて欠食の割合が増加しており、さらに、保護者についても同様の傾向にあることがうかがえます。

今後も、子どもと保護者に対し「はやね・はやおき・あさごはん」を意識し、規則正しい食生活のために生活リズムを向上させる取り組みが必要です。

②朝食を家族と一緒に食べている人の割合

(単位：%)

項目	策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)	評価
5歳児	95.5	92.8	96.0	△
小学5年生	77.7	77.2	87.0	△
中学2年生	62.3	62.7	72.0	○

出典：平成27年度・令和2年度大崎市教育委員会食生活状況調査

朝食を家族と一緒に食べている人の割合は、5歳児と小学5年生は減少しています。中学2年生の割合は策定時より増加していますが、約3人に1人がひとりで食事をとっている状況です。

子どもの年齢が高くなるにつれて孤食^{注7}の割合が高くなっており、今後も、家族そろって朝食をとることで、生活のリズムが共有できるような取り組みが必要です。

③「主食・主菜・副菜」をそろえて食べるようにしている人の割合 (単位：%)

項目	策定時 (H28)	現状値 (R2)	目標値 (R8)	評価
3歳児（保護者）	83.6	81.4	85.0	△
40歳から64歳	85.5	—	88.0	—
65歳以上	87.5	—	90.0	—

出典：平成28年度・令和2年度3歳児健診・平成29年度大崎市健康増進計画の評価に係るアンケート

主食・主菜・副菜をそろえて食べるようにしている割合は、減少しています。主食・主菜・副菜をそろえて食べることは、生活習慣病の予防にもつながることから、今後も、食に対する正しい知識を提供し、バランスのとれたよい食事を子どもの頃から身につける取り組みが必要です。

④3度の食事をとるように意識している人の割合 (単位：%)

項目	策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)	評価
小学5年生，中学2年生， 保護者（5歳児，小学5 年生，中学2年生）	91.4	89.8	93.2	△

出典：平成27年度・令和2年度大崎市教育委員会食生活状況調査

3度の食事をとるように意識している人の割合は減少しています。1日3回の食事をとることで生活リズムが整い、より良い健康づくりができることから、今後も継続して支援する取り組みが必要です。

⑤好き嫌いをなく食べるよう意識している人の割合 (単位：%)

項目	策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)	評価
小学5年生，中学2年生， 保護者（5歳児，小学5 年生，中学2年生）	80.1	78.2	81.7	△

出典：平成27年度・令和2年度大崎市教育委員会食生活状況調査

好き嫌いをなく食べるよう意識している人の割合は減少しています。苦手な食べ物を避け、好きな食べ物を食べすぎる食事は、より良い健康づくりへマイナスに働きます。

いろいろな食品を組み合わせて食べることが健康なからだづくりに欠かせないことから、その効果を周知する取り組みが必要です。

⑥ゆっくりよく噛んで食べる人の割合 (単位：%)

項目	策定時 (H28)	現状値 (R2)	目標値 (R8)	評価
3歳児 (保護者)	67.9	66.2	70.0	△
40歳から64歳	65.8	—	70.0	—
65歳以上	64.6	—	68.0	—

出典：平成28年度・令和2年度3歳児健診・平成29年度大崎市健康増進計画の評価に係るアンケート

ゆっくりよく噛んで食べる人の割合は減少しています。ゆっくりよく噛んで食べることは、速食を防ぎ、肥満予防やむし歯予防につながります。

このような食習慣は、家庭での食環境・習慣の影響も大きいと思われるため、子どもの頃からの意識づけができるよう、今後も支援していく必要があります。

⑦肥満傾向児の出現する割合 (単位：%)

項目	策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)	評価
中学1年生 (男子)	18.7	18.7	14.0	△
中学1年生 (女子)	15.7	15.2	10.7	○

出典：平成27年度・令和2年度学校保健統計調査 (調査主体：文部科学省・宮城県)

肥満傾向児の出現する割合は男子が横ばい、女子が減少しています。生徒へ食事内容などの指導に加え、運動や生活指導を行い、自己管理ができるように支援していく必要があります。

⑧メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合 (単位：%)

項目		策定時 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R8)	評価
メタボリックシンドローム該当者の割合	男性 (40歳から74歳)	30.4	35.7	25.0	△
	女性 (40歳から74歳)	12.0	14.5	8.0	△
メタボリックシンドローム予備群の割合	男性 (40歳から74歳)	16.6	17.1	15.0	△
	女性 (40歳から74歳)	5.9	6.1	5.5	△

出典：平成26年度・令和元年度大崎市特定健診法定報告

メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合については、男女ともに増加しています。宮城県は、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合が平成20年から10年連続全国ワースト3位以内となっています。また、大崎圏域は宮城県の平均より高いことから、家庭はもちろんのこと、職場や地域においても栄養バランスや食事量などの食習慣の改善や、運動、生活リズムなど、生活習慣改善にみんなで取り組めるよう環境整備が必要です。

(2) 「食」と「農」が連携した食育の推進

①学校給食における地場産野菜などの利用品目の割合 (単位：%)

策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)	評価
23.6	21.5	26.0	△

出典：平成27年度・令和2年度地場産物活用状況等調査（調査主体：宮城県）

地場産野菜などの利用品目の割合については、減少しています。生産者の減少や高齢化などの社会状況を踏まえながらも、生産者、食品関連事業者、関係機関などと連携を深めながら、給食献立に本市の豊かな野菜などの食材を積極的に活用できるよう、利用促進に向けた工夫が必要です。

②学校給食における残食率の割合 (単位：%)

策定時 (H28)	現状値 (R2)	目標値 (R8)	評価
7.7	7.2	6.9	○

出典：平成28年度・令和2年度学校給食残食量調査

学校給食における残食率の割合は減少しています。今後も献立の工夫や食に関する指導の充実など、バランスよく必要な量を食べるための取り組みが必要です。

③農業体験学習を実施している小中学校の割合 (単位：%)

項目	策定時 (H28)	現状値 (R2)	目標値 (R8)	評価
小学校	83.0	81.8	100	△
中学校	54.0	36.4	60.0	△

出典：平成28年度・令和2年度教育課程の実施状況等に関する調査（調査主体：宮城県）

農業体験学習を実施している小中学校の割合は減少しています。新しい生活様式を取り入れた学校生活や学習内容の検討を行いながら、児童生徒が農業体験を行うことができるような工夫が必要です。

④エコファーマー^{注8} 認定数

策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)	評 価
592	504	867	△

出展：平成 27 年度・令和 2 年度宮城県北部地方振興事務所調べ

エコファーマー数については、592 件から 504 件へ減少しています。環境に配慮した安全・安心な農産物を提供する上で、今後もエコファーマーの役割が重要であり、環境保全型農業の普及・啓発が必要です。

⑤農産物直売所（固定店舗・対面販売方式）数 （単位：箇所）

策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)	評 価
26	23	30	△

出典：平成 27 年度・令和 2 年度宮城県アグリビジネス関連施設調査

農産物直売所数については減少しています。今後も、農産物直売所での地産地消を推進する取り組みが必要です。

(3) 食文化の継承に向けた食育の推進

①家庭で伝統食を取り入れるよう意識している人の割合 （単位：%）

策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)	評 価
10.4	9.1	15.0	△

出典：平成 27 年度・令和 3 年度大崎市教育委員会食生活状況調査

家庭で伝統食を取り入れるよう意識している人の割合は減少しています。伝統食については、作り方やその良さを知り、継承する取り組みが必要です。

②学校給食で和食献立及び郷土料理を提供した回数 （単位：回／月）

項 目	策定時 (H28)	現状値 (R2)	目標値 (R8)	評 価
和 食 献 立	9.6	10.8	10.5	☆
郷 土 料 理	2.1	1.7	2.3	△

出典：平成 28 年度・令和 2 年度大崎市学校給食和食・郷土料理実施状況調査

学校給食で和食献立及び郷土料理を提供した回数は和食献立では増加、郷土料理では減少しています。今後も和食献立や郷土料理の美味しさを伝えるとともに回数を増やしていく取り組みが必要です。

(4) 各種団体のネットワークを活用した食育の推進

①食育に関する事業実施回数及び参加人数 (単位：上段 回・下段 人)

項目	策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)	評価
回数	331	94	350	△
参加人数(啓発数を含む)	14,412	22,412	14,700	☆

出典：平成 27 年度・令和 2 年度大崎市健康推進課事業調べ（食生活改善推進員・保健推進員）

②食育関連事業（公民館） (単位：上段 回・下段 人)

項目	策定時 (H27)	参考値 (R1)	現状値 (R2)	目標値 (R8)	評価
回数	42	81	28	50	△
参加人数	870	3,189	613	1,000	△

出典：平成 27 年度・令和 2 年度大崎市中央公民館事業調べ

食育に関する事業実施回数及び参加人数については、実施回数は減少したものの、参加人数は大幅に増加となりました。

公民館での食育関連事業は令和元年まで目標を達成していましたが新型コロナウイルスの影響により令和 2 年度は策定時より減少しました。

地域における食育の担い手でもある地区組織の活動を推進するとともに、団体が相互の連携を図り、新しい生活様式を取り入れた食育を推進する取り組みが必要です。

(5) 特に重点的に取り組む課題

第 2 次計画においては、「健康な心とからだをはぐくむ食育の推進」、「『食』と『農』が連携した食育の推進」、「食文化の継承に向けた食育の推進」、「各種団体のネットワークを活用した食育の推進」を基本的な方針とし、大崎市食育推進協議会や食育推進庁内連絡会議を組織し、食育の普及・啓発を推進してきました。

しかしながら、第 2 次計画期間中にも、社会環境の変化やライフスタイルの多様化などにより、「食」を取り巻く環境が大きく変わってきており、それに伴い健康で豊かな食生活や伝統的な食文化が失われつつあります。特に、食生活の乱れは市民の健康において重要な課題となっています。

このことは、本市の「子どもの肥満」及び「成人のメタボリックシンドローム」の割合が、全国的にみても高い水準にある宮城県の平均値をも上回っていることがうかがえます。そのため、生活リズムを整え、規則正しく栄養のバランスがとれた食事をとり適度な運動を行うなど、基本的な生活習慣や望ましい食習慣を身につける取り組みが引き続き必要です。

さらに、「食」と「農」の関係は、基幹産業が農業である本市では密接な関わりがあるため、育てる・収穫する・食するなどの体験を通じ「食」への関心を高めるとともに、地域で培われた食文化や伝統ある発酵食などを理解し、和食や日本型食生活^{注9}を意識した取り組みが引き続き必要です。

これらの取り組みについては、国や県の計画においても若い世代の食に関する知識や意識、実践状況などにおいて、他の世代より課題が多いとされていることから、本市においても若い世代を中心に「食」に関する知識を深め、心身の健康を増進する健全な食生活が実践でき、次世代へ伝えつなげていけるよう引き続き重点的に取り組む必要があります。

世界農業遺産「大崎耕土」について

世界農業遺産とは、社会や環境に応じて何世代にもわたり継承されてきた特色のある伝統的な農林水産業と、それに密接に関わってはぐくまれた文化、景観、農業と関わりのある生物多様性などが相互に関連して一体となった、世界的に重要な地域の仕組みを、国際連合食糧農業機関（FAO）が認定する制度です。

大崎耕土は、宮城県大崎地域（大崎市・色麻町・加美町・涌谷町・美里町）に広がる豊かな水田地域です。米づくりをするには、夏の冷たく湿った季節風「やませ」や洪水、水不足など、厳しい自然条件の中で、知恵や工夫を重ね、「巧みな水管理システム」を構築し、互いに助け合いながら稲作を中心とした農業を発展させてきました。

平成 29 年、大崎地域における「巧みな水管理システム」が世界農業遺産に認定されました。

大崎耕土
世界農業遺産



OSAKI
KOUDO

GLOBALLY IMPORTANT
AGRICULTURAL
HERITAGE SYSTEMS

大崎耕土
世界農業遺産
ロゴマーク

第2章

計画の基本目標

- 1 基本目標
- 2 基本的な方針
- 3 計画の目標値

1 基本目標

第2次大崎市食育推進計画においては、家庭、学校、幼稚園、保育所、生産者、食品関連事業者、地域及び行政がともに支えあい、市民一人ひとりが、本市の豊かな「食」を通し、生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を送れるよう、次の2つの目標を掲げます。

1 基本目標

市民一人ひとりが、「食」を生きる上での基本としてとらえ、健康で豊かな食生活を目指します。

米どころの本市においては、米を中心とした地場産の農産物や畜産物などさまざまな食材を使った栄養バランスの優れた「日本型食生活」を推奨し、健康で豊かな食生活を目指します。

世界農業遺産「大崎耕土」の豊富な食材を理解し、食文化の継承を通して豊かな心をはぐくみます。

本市は、世界農業遺産に認定された「大崎耕土」の豊かな自然と食材に恵まれているとともに、生産現場が身近にあり、また、豊かな地場産の食材を活用した郷土料理や伝統食などの食文化があることから、さまざまな体験を通して豊かな人間形成に寄与する「食育」を目指します。

2 基本的な方針

基本的な方針については、次の4つの項目で取り組んでまいります。

(1) 健康な心とからだをはぐくむ食育の推進

関連するSDGsの目標

- 目標2 飢餓をゼロに
- 目標3 すべての人に健康と福祉を
- 目標4 質の高い教育をみんなに



「食」は健やかなからだをつくるだけでなく、「食」のリズムを通して基本的な生活習慣を身につけたり、家族や仲間と食卓を囲んで食事をしたりすることで、心を豊かにする役割を持っています。しかし、現代社会においては、社会環境の変化や生活状況の変化に伴い生活リズムや食生活の乱れが深刻になってきています。

現状では、3度の食事を欠かさず食べること、好き嫌いをなくすこと、「主食・主菜・副菜」をそろえて食べるようにしている人の割合など「食」に対する意識は減少しています。また、生活リズムの乱れから朝食をとらない割合が増加傾向にあり、さらには家族そろって食事をする機会が減少している状況です。

さらに、全国平均と比較しても、子どもの肥満、成人のメタボリックシンドローム該当者の割合が非常に高く、生活習慣病が懸念されます。さらに、子どものむし歯や成人の歯周病が県平均と比較しても高い割合となっています。

子どもの頃から基本的な生活習慣や望ましい食習慣を身につけることが将来の健康づくりにつながるため、子どもやその保護者などの若い世代を中心に、健康や食に関する必要な知識を習得し実践できるように支援します。さらに、家族や友人と一緒に食事をするこゝで、食に対する関心を持つ、食事マナーの習得、食べ物に感謝する心がはぐくまれることが期待できることから、共食^{注10}の楽しさや必要性を普及する取り組みを行います。

(2) 「食」と「農」が連携した食育の推進

関連する SDGs の目標	
目標 11 住み続けられるまちづくりを	
目標 12 つくる責任つかう責任	
目標 15 陸の豊かさを守ろう	

食品産業の発展により、私たちの食生活は非常に便利なものになっています。そのため「食」とそれを支える「農」の結びつきを体験する機会が減少しています。

本市は農業が基幹産業であることから、地場産農産物に触れる、食する機会の提供や、安全・安心な地場産農産物の情報発信などにより生産者と消費者の距離を近づけることで地産地消の推進を図ります。

また、作り手への感謝の気持ちは食材を大切に扱い無駄を減らし、食べ残しなどの食品ロスの削減につながることから、農業体験や地域の活動などを通じ、生産から消費までの循環を理解するなど、食に対する関心を高める取り組みを行います。

(3) 食文化の継承に向けた食育の推進

関連する SDGs の目標	
目標 3 すべての人に健康と福祉を	
目標 4 質の高い教育をみんなに	
目標 11 住み続けられるまちづくりを	

近年、グローバル化^{注11}や流通技術の進歩、生活様式の多様化などにより、これまでの米を中心とした「日本型食生活」から「洋風化^{注12}」、「多国籍化^{注13}」、「外部化^{注14}」といった方向に進ん

できており、食文化を継承する機会が減少し、伝統料理や行事食などの食文化への意識が薄れつつあります。

本市には、豊富な食材やその食材を活用した郷土料理や伝統食があり、また、発酵食文化が継承されています。しかし若い世代においては伝統食などへの意識が薄れつつあります。これらを伝えていく取り組みとあわせ、未来に残したい日本の伝統的食文化である「和食」を知り、継承する取り組みを行います。

(4) 各種団体のネットワークを活用した食育の推進

関連する SDGs の目標		
目標 3	すべての人に健康と福祉を	
目標 4	質の高い教育をみんなに	
目標 17	パートナーシップで目標を達成しよう	

食育への取り組みを効果的に進めるためには、家庭、学校、幼稚園、保育所、生産者、食品関連事業者、地域及び行政が連携・協働し、かつ主体的に活動することが重要です。その体制の中核として、平成 20 年 5 月に大崎市食育推進ネットワーク会議を設置し、令和 2 年 10 月には大崎市食育推進協議会に組織を改め食育の普及・啓発を推進してきており、大崎市食育推進協議会を中心に食育を推進する取り組みを行います。

また、多様な連携による情報の発信により、幅広く食育について普及・啓発の取り組みを行います。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

持続可能な開発目標 (SDGs) と大崎市食育推進計画

持続可能な開発目標 (SDGs Sustainable Development Goals) は、誰一人取り残さない、持続可能でより良い社会の実現を目指す世界共通の目標として、2015 年 9 月に国際連合で採択されました。

全世界の共通課題である、貧困や不平等などの格差、テロや紛争、気候変動などさまざまな課題を 2030 年までに解決するために、17 の目標を設定しています。

本計画が示す食育の目標は、SDGs の理念と共通する点があります。本計画に基づき、良好な食育を推進することで、SDGs の達成に資するため、食育推進の目標を、SDGs の 17 の目標に関連づけて取り組みます。

【本計画に関連する SDGs の目標】

2	飢餓をゼロに	3	すべての人に健康と福祉を	4	質の高い教育をみんなに
11	住み続けられるまちづくりを	12	つくる責任 つかう責任	15	陸の豊かさも守ろう
					
					
				17	パートナーシップで目標を達成しよう
					

3 計画の目標値

基本目標・基本方針の取り組みの評価指標とするため、次の目標値を設定します。

(1) 健康な心とからだをはぐくむ食育の推進

①朝食を欠食している人を減らします。 (単位：%)

項目		策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)
朝食を欠食している人の割合	3歳児	0.8	1.0	0.5
	5歳児	1.1	1.7	1.0
	小学5年生	4.2	5.5	3.0
	中学2年生	6.2	7.9	4.5
	保護者(3歳児)	4.8	9.0	2.5
	保護者(3歳児以外)	7.7	10.3	3.7

出典：平成27年度・令和2年度大崎市3歳児健診
平成27年度・令和2年度大崎市教育委員会食生活状況調査

②朝食を家族と一緒に食べているを増やします。 (単位：%)

項目		策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)
朝食を家族と一緒に食べている人の割合	5歳児	95.5	92.8	96.0
	小学5年生	77.7	77.2	87.0
	中学2年生	62.3	62.7	72.0

出典：平成27年度・令和2年度大崎市教育委員会食生活状況調査

③「主食・主菜・副菜」をそろえて食べるようにしているを増やします。 (単位：%)

項目		策定時 (H27)	現状値	目標値 (R8)
「主食・主菜・副菜」を そろえて食べるように している人の割合	3歳児(保護者)	83.6	81.4 (R2)	85.0
	40歳から64歳	85.5	85.5 (H29)	88.0
	65歳以上	87.5	87.5 (H29)	90.0

平成30年度目標値設定

出典：平成28年度・令和2年度3歳児健診・平成29年度大崎市健康増進計画の評価に係るアンケート

④3度の食事をとるように意識する人を増やします。(単位：%)

項目	策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)
3度の食事をとるように意識している人の割合	91.4	89.8	93.2

出典：平成27年度・令和2年度大崎市教育委員会食生活状況調査

⑤好き嫌いなく食べるよう意識する人を増やします。(単位：%)

項目	策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)
好き嫌いなく食べるよう意識する人の割合	80.1	78.2	81.7

出典：平成27年度・令和2年度大崎市教育委員会食生活状況調査

⑥ゆっくりよく噛んで食べる人を増やします。(単位：%)

項目	策定時 (H27)	現状値	目標値 (R8)	
ゆっくりよく噛んで食べる人の割合	3歳児(保護者)	67.9	66.2 (R2)	70.0
	40歳から64歳	65.8	65.8 (H29)	70.0
	65歳以上	64.6	64.6 (H29)	68.0

平成30年度目標値設定

出典：平成28年度・令和2年度3歳児健診・平成29年度大崎市健康増進計画の評価に係るアンケート

⑦肥満傾向児を減らします。(単位：%)

項目	策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)	
肥満傾向児の出現する割合	中学1年生(男子)	18.7	18.7	14.0
	中学1年生(女子)	15.7	15.2	10.7

出典：平成27年度・令和2年度学校保健統計調査(調査主体：文部科学省・宮城県)

⑧メタボリックシンドローム該当者及び予備群を減らします。(単位：%)

項目	策定時 (H26)	現状値 (R1)	目標値 (R8)	
メタボリックシンドローム 該当者の割合	男性(40歳～74歳)	30.4	35.7	25.0
	女性(40歳～74歳)	12.0	14.5	8.0
メタボリックシンドローム 予備群の割合	男性(40歳～74歳)	16.6	17.1	15.0
	女性(40歳～74歳)	5.9	6.1	5.5

出典：平成26年度・令和元年度大崎市特定健診法定報告

(2) 「食」と「農」が連携した食育の推進

①学校給食における地場産野菜などの利用を増やします。(単位：%)

項目	策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)
学校給食における地場産野菜などの利用品目の割合	23.6	21.5	26.0

出典：平成27年度・令和2年度地場産物活用状況等調査（調査主体：宮城県）

②学校給食における食品ロスを減らします。(単位：%)

項目	策定時 (H28)	現状値 (R2)	目標値 (R8)
学校給食における残食率の割合	7.7	7.2	6.9

出典：平成28年度・令和2年度学校給食残食量調査

③子どもたちが農業に触れる機会を増やします。(単位：%)

項目		策定時 (H28)	現状値 (R2)	目標値 (R8)
農業体験学習を実施している小中学校の割合	小学校	83.0	81.8	100
	中学校	54.0	36.4	60.0

出典：平成28年度・令和2年度教育課程の実施状況等に関する調査（調査主体：宮城県）

④環境にやさしい生産に取り組む人を増やします。(単位：件)

項目	策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)
エコファーマー認定件数	592	504	867

出典：平成27年度・令和2年度宮城県北部地方振興事務所調べ

⑤農産物直売所の数を増やします。(単位：件)

項目	策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)
直売所（固定店舗・対面販売方式）の数	26	23	30

出典：平成27年度・令和2年度宮城県アグリビジネス関連施設調査

(3) 食文化の継承に向けた食育の推進

①伝統食をつくる人を増やします。 (単位：%)

項目	策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)
家庭で伝統食を取り入れるよう意識している人の割合	10.4	9.1	15.0

出典：平成 27 年度・令和 3 年度大崎市教育委員会食生活状況調査

②子どもたちが伝統的な食を味わう機会を増やします。 (単位：回/月)

項目	策定時 (H28)	現状値 (R2)	目標値 (R8)
学校給食で和食献立及び 郷土料理を提供した回数	9.6	10.8	11.3
	2.1	1.7	2.3

※和食献立の目標値引き上げ

出典：平成 28 年度・令和 2 年度大崎市学校給食和食・郷土料理実施状況調査

(4) 各種団体のネットワークを活用した食育の推進

①各種団体のネットワークを活用した食育活動を増やします。 (単位：上段 回・下段 人)

項目	策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)
食育に関する事業実施 回数及び参加人数	回数	331	350
	人数(啓発数を含む)	14,412	23,000

※人数の目標値引き上げ

出典：平成 27 年度・令和 2 年度大崎市健康推進課事業調べ(食生活改善推進員・保健推進員)

②食育関連事業の開催を増やします。 (単位：上段 回・下段 人)

項目	策定時 (H27)	現状値 (R2)	目標値 (R8)
食育関連事業(公民館)	回数	42	50
	参加人数	870	1,000

出典：平成 27 年度・令和 2 年度大崎市中央公民館事業調べ

第3章

計画の方向性と 具体的な取り組み

- 1 健康な心とからだをはぐくむ食育の推進
- 2 「食」と「農」が連携した食育の推進
- 3 食文化の継承に向けた食育の推進
- 4 各種団体のネットワークを活用した食育の推進

1 健康な心とからだをはぐくむ食育の推進

(1) 規則正しい食生活の実践

社会環境，生活状況の変化に伴い食生活の乱れが深刻になっています。生活リズムの乱れから朝食における欠食の割合は増加傾向にあります。健康で豊かな食生活を送るためには，生活リズムを整え，基本的な生活習慣や望ましい食習慣を確立することが必要です。「はやね・はやおき・あさごはん」運動を推奨し，基本的な生活習慣の定着を図ります。



① 「はやね・はやおき・あさごはん」運動の展開

- ・「はやね・はやおき・あさごはん」運動を通じて，子どもや保護者に生活リズムの大切さを伝えます。
- ・ライフステージに応じた食育を指導します。
- ・1日3食を食べることの大切さについてさまざまな場面，手段を用いて普及します。

計画の推進を担う関係機関・団体

大崎市食生活改善推進員協議会・市民代表・子育て支援施設（保育所）・健康推進課
教育部（小・中学校）

(2) 栄養バランスのよい食事

栄養のバランスがとれた3度の食事をきちんと食べる，好き嫌いをなくすなど食育に対する意識は高まっています。しかし「主食・主菜・副菜」をそろえて食べる割合は減少傾向にあり，食に対する意識と実際の行動が伴っていない傾向がみられます。



健康で豊かな食生活を実践するために，「何を」，「どれだけ」，「どのように組み合わせる」食べたらよいかなど，食に関する正しい知識や自ら食を選択できる能力を身につける機会，情報を提供し，バランスのとれたよい食事が実践できるように支援します。

① 栄養に関する知識の普及

- ・栄養のバランスがとれた食事の大切さを普及します。
- ・作りやすいレシピの紹介をするとともに「主食・主菜・副菜」をそろえて食べることの大切さを普及します。
- ・ゆっくりよく噛んで，食べることを普及します。
- ・望ましい食事や間食のとり方について，学べる機会を提供します。

②食事づくりを通じた技術や知識の習得

- ・食に関する関係機関や団体などと連携し、調理実習などの体験や情報発信を通して調理の技術や食育に関する正しい知識を提供します。

③食を選択する能力の向上

- ・「食事バランスガイド」や「食生活指針^{注15}」などを活用し、「主食・主菜・副菜」を組み合わせた食事ができるよう普及します。
- ・食事や間食の適正なとり方について普及します。

計画の推進を担う関係機関・団体

大崎栄養士会・子育て支援施設（保育所）・健康推進課・教育部（小・中学校）

（3）楽しく食べる環境

社会環境、生活状況の変化に伴い、家族そろって食事をする機会が減少しています。朝食の状況をみると子どもの孤食率は年々増加傾向にあり、さらに年齢が高くなるにつれて増加しています。

家族や友人と言葉を交わしながら、楽しく食事することで、お腹だけではなく心も満たされます。食事の際に、世代間でのコミュニケーションを図ることにより、食事のマナーや地域の食文化などについても若い世代に伝えることが可能になります。

また、新型コロナウイルス感染症により生活行動に影響が出ている中、新しい生活様式を踏まえ家族や友人、地域の方などが一緒に楽しく食事をする意識を啓発します。



①「新しい生活様式」の中で家族や友人と工夫して行う「共食」の推進

- ・食のイベントや研修会において、調理実習や会食の機会を増やします。
- ・家族や仲間とコミュニケーションを図り、楽しく食事をするよう推進します。



【おやこ食育教室】



【生涯骨太クッキング】

② 食事のマナーを身につける

- ・学校と家庭が連携し、食事の作法やマナーを学び、習得できるようにします。
- ・料理教室などを通し、食事のマナー、正しい箸の持ち方などを啓発します。

計画の推進を担う関係機関・団体

大崎市立幼稚園長会・大崎保育研究会・市民代表・子育て支援施設（保育所）

（4）健康づくりに関する知識の習得

生活習慣や食習慣の乱れなどから、子どもには肥満が多くみられ、成人ではメタボリックシンドローム該当者の割合が非常に高い状況にあり、今後生活習慣病の増加が懸念されます。また、子どものむし歯や成人の歯周病も多い状態です。

生涯にわたって心身ともに健康な状態でいられるよう、子どもの頃から健康づくりに必要な知識を習得し、実践できるよう支援します。



① 肥満や痩身が健康に及ぼす影響などについて、必要な知識と実践力を身につける

- ・生活習慣や食生活の乱れが健康に与える影響について、学べる機会を提供します。
- ・年齢や性別などに応じた食生活の改善に向けた支援を行います。

② 健康な歯と口腔を保つため、正しい歯みがきの習慣を身につける

- ・正しい歯みがきの方法が身につくように、歯みがき指導を行います。
- ・歯の健康に関する意識を高めるため、むし歯や歯周病予防について普及します。

計画の推進を担う関係機関・団体

大崎栄養士会・健康推進課



【食育に関する授業】

2 「食」と「農」が連携した食育の推進

(1) 地産地消の推進

安全・安心な食材を求めるニーズと環境に配慮する意識が高まっている中で、地域で取れた農産物を地域で消費する「地産地消」が注目されています。

世界農業遺産である大崎耕土で生産された新鮮で安全・安心な農産物を消費者に届けるため、生産者はマーケットイン^{注16}を意識した生産を行うとともに、生産者と消費者相互の顔が見える関係の構築が必要となります。

また、子どもたちに地場産食材を身近に感じてもらうため、給食などにおける供給体制を構築します。



①給食などにおける地場産農産物の利用拡大

- ・給食食材を納入する生産者や食品関連事業者と、それを受け入れる保育所や学校給食施設においては、栄養士を中心に、供給体制を構築し、地場産農産物を給食などに多く取り入れます。
- ・「地場産給食の日」を中心に、地場産食材の利用品目数を増やします。



【地場産給食の日】

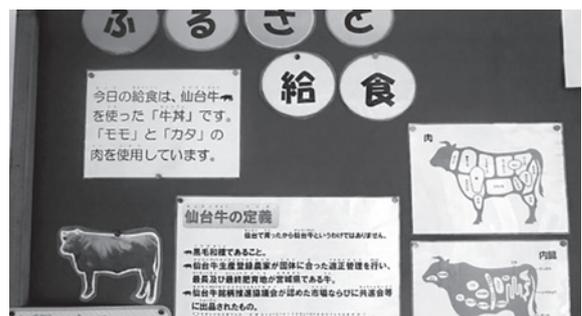
- ・ ささ結のつやつやごはん ・牛乳
 - ・宮城県産鶏肉のアップルソースがけ
 - ・ふるさと野菜のみそドレ和え
 - ・とろ〜りめかぶと米粉ワントンのスープ
- 9種の地場産品を使用しています。

②地場産農産物の情報を発信

- ・給食などで使用した地場産農産物の紹介や生産者とのふれ合いなどにより、子どもたちが地域の農産物に関心を持ち、理解が深まるよう努めます。
- ・こだわりをもって生産された大崎耕土の農産物、加工品、大崎市ブランド米を、ウェブサイトの活用や道の駅などと連携し市内外に広く発信するように努めます。



【道の駅おおさき】



【ふるさと給食の日】

③ マーケットインを意識した生産・加工

- ・ 地場産農産物が地元で消費されやすいように、6次産業化や農商工連携による商品開発を行うとともに、情報発信や販売促進を支援します。



【地産地消推進店】



【大崎のブランド米「ささ結」を使用したにぎり】

④ 宿泊施設や飲食店などにおける地場産農産物の利用拡大

- ・ 旅館、ホテル、飲食店、直売所などとの連携を図り、地場産農産物の利用への理解を深めてもらうとともに、地域の食材を活用した加工・販売などの取り組みを支援することにより、地場産農産物の利用拡大を図ります。



【農家が作るオードブル「農ダブル」】



【鳴子地域の旅館と連携し湯治客へ里山料理を提供】

計画の推進を担う関係機関・団体

ブルーファーム株式会社・古川農産加工クラブ連絡協議会・教育部（小・中学校）公民館・世界農業遺産推進課

(2) 豊かな農業の体験

世界農業遺産に認定された本市の農業は、私たちの生活に密接に関わっており、その豊かな農産物の重要性と農業が支える生物多様性などの多面的機能を理解し体験することで、「食」と「農」のつながりを実感することができます。特に、子どもたちが、豊かな人間性をはぐくむ上で、健康で豊かな食生活が重要な役割を担っていることから、食材となる農産物の生産から「農」の重要性について学ぶための農業体験など、生産者や食品関連事業者との交流などを通じた食農教育を推進します。



①学童農園などを活用した農業体験

- ・世界農業遺産副読本を活用し、大崎耕土の食と農業の重要性を知る機会を増やします。
- ・学童農園や学校田などで種まきから収穫まで、一連の農作業体験の機会を増やします。
- ・生産者の田や畑での栽培体験とあわせて、生産者とふれ合える機会を増やします。

②生産者や食品関連事業者との交流

- ・農産物をはじめ、味噌などの発酵食品、餅、菓子などの昔ながらの加工食品や伝統料理、さらに新たに開発された商品など、地場産農産物を活用した食品について地元での消費を増やすため、生産者や食品関連事業者と交流する機会を提供します。

③農泊^{注17}、グリーンツーリズム^{注18}などの推進及び支援

- ・世界農業遺産の資源を生かした農泊体験やグリーンツーリズム活動において、そばの手作り体験などを通じた地元食材の魅力発見や、教育旅行での民泊を通して、地元食文化の魅力を体験できるように支援します。

計画の推進を担う関係機関・団体

大崎市内小中学校長会・ブルーファーム株式会社・大崎保育研究会・公民館
世界農業遺産推進課

(3) 安全・安心な食の理解

さまざまな食に関する情報が氾濫している中、消費者が正しい知識や情報を選択し、安全・安心な食品を自ら選ぶ力を身につけることが必要となっています。

生産者や食品関連事業者などは、安全・安心な農産物を供給し、適正な食料情報の提供を行い、その情報をわかりやすく発信することが求められています。



①環境に配慮した米、野菜、加工品などの推進

- ・エコファーマーなどの自然と共生する農業者を育成するとともに、環境に配慮し、食味を重視したこだわりの米づくりを推進し、その情報発信に努めます。
- ・環境や生きものへの配慮を行いながら生産された大崎耕土ブランド認証品の米、野菜、加工品を推進し、流通・購入を通じて世界農業遺産「大崎耕土」の価値を伝えます。

②環境や健康に配慮した生産情報の発信

- ・生産地などの情報提供を行うとともに、環境に配慮した安全・安心な地場産農産物についての普及や情報発信を行います。
- ・食中毒の防止を啓発し安心安全な食生活を推進します。

③食品の放射能測定結果の公表

- ・給食などで使用する，食品の放射性物質スクリーニング検査^{注19}を実施し，児童生徒，園児及びその保護者へ結果を公表します。

④家庭などでの非常時の備えの啓発

- ・災害時における家庭での備蓄食料や飲料水などを適切に維持管理できるよう啓発します。
- ・災害時における食支援について関係機関と情報共有し連携を図ります。

計画の推進を担う関係機関・団体

大崎食品衛生協会・古川農産加工クラブ連絡協議会・教育総務課

(4) 食への感謝の心を育てる

私たちが普段口にしている食べ物は，生産，加工及び流通と多くの人々の苦労や努力によって支えられています。食材の産地を意識することで，その地域の自然や食文化などを理解することができます。

①感謝の心をはぐくむ食の体験

- ・学童農園や学校田などで種まきから収穫まで一連の農作業を体験することで，食べ物の生産の大変さを知り，生産者などへの感謝の気持ちををはぐくみます。

②地場産農産物に触れる機会の提供

- ・環境に配慮した安全・安心な地場産農産物を給食などに提供したり，水稻，大豆栽培を体験したりするなど，直接「農」に触れることで，地域農業に対する関心を高めます。

計画の推進を担う関係機関・団体

みやぎ生活協同組合・大崎保育研究会・公民館



【田植え体験】



【稲刈り体験】

(5) 食品ロス削減に向けた普及啓発

食べ残し、売れ残りや期限が近いなどさまざまな理由で、食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」が問題となっています。

一人ひとりが問題意識を持ち、食べ物の生産から消費までの過程を理解することで、感謝の気持ちがはぐくまれ、無駄に廃棄することを防ぎ食品ロスを削減することにもつながります。



①家庭や会食時などの食品ロス削減に向けた普及啓発

- ・地域の生産者を含む食材に関わる多くの人の苦勞を知り、食材に込められたメッセージを伝え、食べ物を大切にする気持ちを育てます。
- ・ウェブサイトや広報を活用し、環境に配慮した食生活の実践を啓発します。

②NPO法人・民間団体などの関係団体への食品ロス削減の取り組みを推進

- ・食品ロスの現状やフードバンク活動^{※20}の取り組みを啓発し、食への感謝や食品ロスなどの意識を高めます。

計画の推進を担う関係機関・団体

ウジェスーパー・みやぎ生活協同組合・大崎食品衛生協会・公民館



【ウジェスーパー店内カフェ】



【店内の商品を使ったメニューを提供】

3 食文化の継承に向けた食育の推進

(1) 和食による伝統的食文化の推進

食を取り巻く社会環境が変化する中、本市における大切な食文化が失われようとしています。その中、日本の伝統文化である「和食：日本の伝統的食文化^{注21}」が、平成25年12月にユネスコ無形文化遺産に登録されました。また、平成29年には大崎耕土が世界農業遺産に認定され食育活動を通じて、和食や食事の作法などを含めた大崎耕土の伝統的な食文化の保護・継承が求められています。

子どもたちや若い世代を中心に、和食に触れる機会を提供するなどし、その重要性を十分に理解が深められる取り組みを推進します。



①和食の良さや魅力を発信

- ・給食などにおいて、「和食の日」を設ける取り組みを行い、子どもや保護者に和食の良さを普及します。
- ・講演会や料理教室などを通じて、和食の魅力について伝える機会を増やします。

②米を中心とした「日本型食生活」を推進

- ・給食などにおいて、本市の農産物の中心である米と、地場産野菜などを使った和食の献立を普及します。

計画の推進を担う関係機関・団体

古川農産加工クラブ連絡協議会・教育部（小・中学校）

(2) 地域の特性を生かした取り組み

市内には、米、大豆などを発酵させて食品づくりを行う事業所が多くあり、発酵食品による食文化が根付いています。

また、大崎耕土の伝統野菜や昔ながらの郷土料理も連綿と引き継がれており、これらの伝統野菜と伝統的な食文化や家庭で受け継がれてきた料理や味を、次世代に継承する取り組みが求められています。

①伝統食や伝統野菜などの継承

- ・伝統的な食文化や家庭で受け継がれてきた料理や味とともに、それらを食する器などに伝統工芸である鳴子漆器を使用するなど、先人より受け継がれてきた食文化を次世代に継承する取り組みを推進します。
- ・大崎耕土の伝統野菜の魅力や調理方法など市内外に情報発信を行います。



【道の駅と連携した伝統野菜の販売会】

② 地域資源及び伝統的な加工法を活用した商品開発

- ・地域の文化、食材、加工技術などを活用した商品開発を支援することにより、消費者が多くの地場産食材に触れる機会を提供します。

③ 発酵食や米（餅）などの食文化の発信や触れる機会の提供

- ・イベントへの参加、事業者との連携などにより、市民が大崎耕土の伝統食を食べたり、発酵食品づくりを体験したりなど、大崎耕土の食文化に触れる機会を増やします。
- ・市内で脈々と継承されている食文化について学校のタブレット端末の活用や給食などで、子どもたちやその保護者にも普及します。



【みそ作り体験】



【キムチ作り体験】

計画の推進を担う関係機関・団体

大崎地域世界農業遺産推進協議会アクションプラン推進会議・大崎市内小中学校長会
大崎市食生活改善推進員協議会・公民館・世界農業遺産推進課

大崎耕土の伝統野菜の紹介

伝統野菜とはその土地でしか育たない在来野菜のことです。

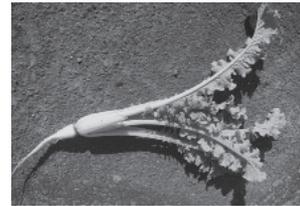
鬼首菜

独特の辛味と旨みがある伝統野菜。根・茎・葉のすべてが利用できるため、かつては冬の貴重な野菜として栽培されました。鬼首以外の土地だとなぜか辛味が無くなってしまいう地野菜です。



小瀬菜大根

根ではなく葉を食べる珍しい大根。標高が高く寒冷であり、湧き水に恵まれた小瀬地区で栽培することで、みずみずしく柔らかな葉に生育すると言われます。主に漬物にして食べます。



上伊場野里芋

きめ細かくねっとりとした食感が絶品と言われる里芋。上伊場野の土壌でしかこの食感にならず、生産量も限られているため「幻の里芋」と呼ばれ珍重されています。



松山セリ

独特の香りとシャキッとした歯触りが特徴です。3月～5月の春先に出荷され、主におひたしや漬物として食べられています。



4 各種団体のネットワークを活用した食育の推進

(1) 多様な連携による食育の推進

食育を推進するにあたっては、家庭、学校、幼稚園、保育所、生産者、食品関連事業者、地域など、食育に係る多様な関係者の自主的な取り組みを促すとともに、行政も含めた関係者の横断的な連携・協働による取り組みが必要です。

それらの取り組みを、大崎市食育推進協議会を中心に普及・啓発を行い、食育を推進します。



①大崎市食育推進協議会による情報の共有化

- ・各種団体からなる食育推進協議会を開催し、食育を推進する上で、それぞれの団体が抱えている課題について共有し、協働により実践します。

②食に関する体験活動の提供

- ・地域の人とのふれ合いの中で、生産から食べるまでの一連を体験することで、食の大切さについて理解を深める機会を増やします。



【保育所のさつまいも植え】



【バケツ稲栽培コンテスト】

③連携による地場産農産物の提供

- ・生産者及び食品関連事業者と連携し、学校給食などに安全・安心な地場産食材を提供します。

④研修会の開催

- ・生産者、食品関連事業者、消費者などを対象として食文化や食品などに関する研修会を開催し、食育に対する理解を深めるとともに、連携による新しい商品開発などの契機となる機会を提供します。

計画の推進を担う関係機関・団体

大崎市PTA連合会・大崎食品衛生協会・子育て支援施設（保育所）・健康推進課 公民館

(2) 食の情報発信

ウェブサイトやメディアなどを活用し、食育を普及・啓発するため食育関連情報などの発信の強化や、さまざまなセミナー及び講演会などのイベントに食育の視点を積極的に取り入れ、機運の醸成を図ります。

① 食育の取り組みについての情報発信

- ・市民が食育やその重要性について情報が得られるよう、ウェブサイト^{注22}やメディア^{注23}などを活用して発信します。
- ・おおさき食の市を開催するなど、地場産農産物や6次産業化の取り組み、学校などにおける食農教育を紹介することで、地域の食の魅力や重要性をPRします。
- ・「大崎市公式キャラクターパタ崎さん」などを通じて、地域の食や祭り、伝統文化など、地域の魅力の情報発信を行います。
- ・給食だよりや献立表で行事食や、食育活動の紹介し、栄養や食事に関する情報発信を行います。

② 地元生産者や関係機関との連携による情報発信

- ・農業体験や各関係機関で行っている食育の取り組みやイベントなどの情報について、大崎市食育推進協議会を中心に共有し、相互に連携しながら、活動に努めます。
- ・健康づくりの知識や地場産食材など、食育の情報を積極的に消費者へ提供します。

計画の推進を担う関係機関・団体

仙台白百合女子大学・大崎保育研究会・世界農業遺産推進課

食育ピクトグラムについて

食育ピクトグラムは農林水産省で作成した食育に関する取り組みを誰にでもわかりやすくイラストで表現したピクトグラムです。

食育について多くの人へ情報発信や普及啓発を行うことを目的として作られました。

本計画において本市の食育の具体的な取り組みをわかりやすく表現するため食育ピクトグラムを活用しています



第4章

ライフステージに応じた 取り組み

- 1 乳幼児期（0歳～5歳）
- 2 学童期（6歳～14歳）及び思春期（15歳～17歳）
- 3 青年期（18歳～39歳）
- 4 壮年期（40歳～64歳）
- 5 高齢期（65歳以上）
- 6 ライフステージごとの取り組み内容

食育の取り組みは、市民一人ひとりの年代や健康状態、生活習慣などに応じて取り組んでいくことが大切です。

このため、本計画では次の5つのライフステージに区分し、それぞれの特徴に応じた取り組みの方向と内容を示し、関係者が連携して推進することとします。

1 乳幼児期（0歳～5歳）

乳幼児期は、食生活の基礎をはぐくむ大切な時期です。身体発育や味覚の形成などの感覚機能・そしゃく機能・消化機能など、心身の成長及び発達が生涯のうちで最も著しい時期でもあり、子どもの成長及び発達に応じた適切な食事を理解し、健康的な生活リズムなどを身につけることが必要です。

この時期は、食べることの楽しさや食への関心、偏食の少ない食習慣をつくるため、さまざまな体験が大切です。

2 学童期（6歳～14歳）及び思春期（15歳～17歳）

学童期は、心身ともに成長し、生涯にわたる健康づくりの基礎となる生活習慣が確立していく時期です。食に関わるさまざまな体験を通じて食への興味が深まり、自分が理解したことを積極的に試してみようとする力が育ってきます。

思春期は、食生活の自己管理が求められる時期です。周囲や情報の影響を受けの中で、過度の減量や肥満、むし歯など、食習慣の乱れから健康上の問題が生じることもあります。また、からだの成長が著しい一方で、生活のリズムが乱れがちになることから、食に関する正しい知識を習得し、食に関する情報を読み解く力を養い、適切な食事を選択できる力を身につけることが必要です。

3 青年期（18歳～39歳）

青年期は、生活が大きく変化する時期です。乱れた食生活は、メタボリックシンドロームや生活習慣病の発症など、健康に大きな影響を及ぼします。生活習慣病を予防するためにも、若い頃から自分の健康状態を知り、自分に合った食事内容や量などについての知識を得て、適正体重の維持など健康な生活を実践することが重要です。

また、子どもたちを育成する大切な時期でもあり、自己管理はもちろんのこと、子どもたちが望ましい食習慣を実践できるよう育てることが重要です。

4 壮年期（40歳～64歳）

壮年期は、働き盛りで仕事でも家庭でも忙しい時期であることから、自分の健康に関心を持っているにもかかわらず、生活習慣が伴いにくい時期でもあります。このため食生活が乱れがちであり、メタボリックシンドロームや肥満、糖尿病、高血圧などの生活習慣病の発症に注意が必要な時期でもあります。

本市でも、メタボリックシンドローム該当者や予備群が男性に多くみられるので、生活習慣を振り返り、それぞれの活動量に応じた食事を心がけ、塩分や脂質・アルコールなどの過剰摂取、速食いや食べ過ぎに注意するなど、望ましい食習慣を身につけることにより疾病の予防や健康の維持へとつなげていくことが大切です。

また、家庭や地域における食育の実践者として、次世代へ食文化を継承し食の重要性を伝える役割が求められます。

5 高齢期（65歳以上）

高齢期は、退職や子どもたちの自立など、ライフスタイルも変化する時期です。また、健康面では、加齢に伴うからだの変化、体力の低下が特にみられる時期でもあります。

このため、一人ひとりの健康状態に応じた調理方法による栄養のバランスがとれた食事を楽しむとともに、低栄養を予防することや、自分に合った適度な運動を行うなど、自分の健康管理に努めることがQOL（クオリティ・オブ・ライフ 生活の質）の向上や、健康寿命の延伸につながります。

さらに、これまで培った豊富な知識と経験を家庭や地域社会で生かし、次世代に継承する役割が期待されます。

6 ライフステージごとの取り組み内容

◎特に重点的に取り組む時期 ○重点的に取り組む時期

区分	取り組み内容	乳幼児期	学童期	青年期	壮年期	高齢期
		0 ～ 5	6 ～ 17	18 ～ 39	40 ～ 64	65 以上
家庭での 取り組み	親子のふれ合いや家族で食卓を囲み、楽しく食事をするよう努めます。	◎	◎	○	○	○
	「はやね・はやおき・あさごはん」を実行するとともに、規則正しい食事を心がけます。	◎	◎	○		
	栄養のバランスがとれた食事ができるよう努めます。	◎	◎	◎	◎	◎
	さまざまな食べ物を味わうことにより味覚の基礎を養います。	◎	○			
	望ましい食習慣を身につけます。	○	◎	○	○	○
	手洗いや歯みがき、あいさつなどの習慣を身につけます。	◎	○			
	「ながら食い」や「ばっかり食い」などをしない食事マナーの習得に努めます。	◎	◎			
	調理や買い物を通して食を実践する力を身につけます。		◎	○		
	歯みがきや間食のとり方を工夫し、健康な歯を保つよう努めます。	◎	◎	○	○	○
	食事づくりや買い物を手伝います。		○			
	食の安全・安心に注意を払い食品表示 ^{注24} に関する知識を習得します。		○	◎	○	
	「主食・主菜・副菜」をそろえて食べる事を心がけます。	◎	◎	◎	◎	◎
	歯と口腔の健康を維持できるよう努めます。	○	○	○	○	○
	家庭料理や行事食などに関する知識や技術を次世代に継承します。		○	◎	○	○

区分	取り組み内容	乳幼児期	学童期	青年期	壮年期	高齢期
		0 ～ 5	6 ～ 17	18 ～ 39	40 ～ 64	65 以上
	身体機能の低下を考慮した調理を心がけます。				○	○
	米を中心とした「日本型食生活」を推奨します。	○	○	○	○	○
学校・保育所・幼稚園での取り組み	P T Aなどとの連携により食に関する知識と食育の重要性を伝えます。	◎	◎	○	○	
	マナーを守り楽しく食事をします。	○	○	○		
	給食における地産地消の推進に取り組みます。	○	◎			
	自立に向け適切な食生活を実現する実践力を育成します。		◎	○		
	手洗いや歯みがきなどが習慣化するように支援します。	◎	○	○		
	食に関わる環境問題や食料自給率などさまざまな問題についての意識を高めます。		○	◎	○	
	食に関する知識と食育の重要性を保護者に伝えます。			○	○	○
	食に関する知識を学ばせ、正しい食を選択する力を養います。		○	○		
	食べ物への興味、関心を引き出します。	◎	○	○		
	大豆などの地域特産物の栽培の体験を通して、食と農の関係を考え感謝の心を養います。	○	○			
	調理学習を通して食への関心を引き出します。	○	◎	○		
	生産者やJ Aなどと連携し、農作物の栽培と収穫、食事体験に取り組みます。	○	◎	○		
米を中心とした「日本型食生活」を推奨します。	○	○				
学校給食などに地場産食材を提供します。	◎	◎				
農業体験により地域農業を理解する取り組みを推進します。	○	◎	○	○	○	

第4章 ライフステージに応じた取り組み

区分	取り組み内容	乳幼児期	学童期	青年期	壮年期	高齢期
		0 ～ 5	6 ～ 17	18 ～ 39	40 ～ 64	65 以上
地域での取り組み	農業体験などを通し世代を超えた交流に取り組みます。	○	◎	○	○	○
	食育に興味、関心を持つ人が増加するようさまざまな行事などを行います。		○	○	○	○
	食生活改善推進員 ^{注25} などとの連携により「食」の楽しさと重要性を伝えます。		○	○	○	○
	食生活改善推進員などとの連携により個人の健康状態に即した食生活の実践に取り組みます。		○	○	○	○
	地域における行事食や伝統食を伝えます。		○	○	○	○
	地産地消に取り組むとともに、地域の食文化を継承します。			○	○	○
	地域コミュニケーションの推進により食育を次世代へつなげます。			○	○	○
	孤食になりがちな高齢者の食生活を見守ります。				○	○
行政での取り組み	教育ファーム ^{注26} や料理教室など食に関わる取り組みを支援します。		○	○	○	○
	食育推進の取り組みが円滑に行えるよう関係団体の連携を支援します。		○	○	○	○
	食生活と疾病の関連を周知し、正しい食習慣を推奨します。		○	○	○	○
	身体機能に応じた調理方法や食事内容を周知します。				○	○
	生活リズムを整えることの重要性を伝えます。	◎	◎	◎	○	○
	バランスのとれた食事ができるように「主食・主菜・副菜」をそろえて食べることを普及します。	◎	◎	◎	◎	◎
	歯と口腔の健康を維持できるように、正しい歯みがきの方法などの情報提供をします。	◎	◎	○	○	○

区分	取り組み内容	乳幼児期	学童 思春期	青年期	壮年期	高齢期
		0 ～ 5	6 ～ 17	18 ～ 39	40 ～ 64	65 以上
	米を中心とした「日本型食生活」を推奨します。	○	○	○	○	○
	生活習慣が健康に与える影響について、学べる機会を提供します。	○	◎	○	○	○



第5章

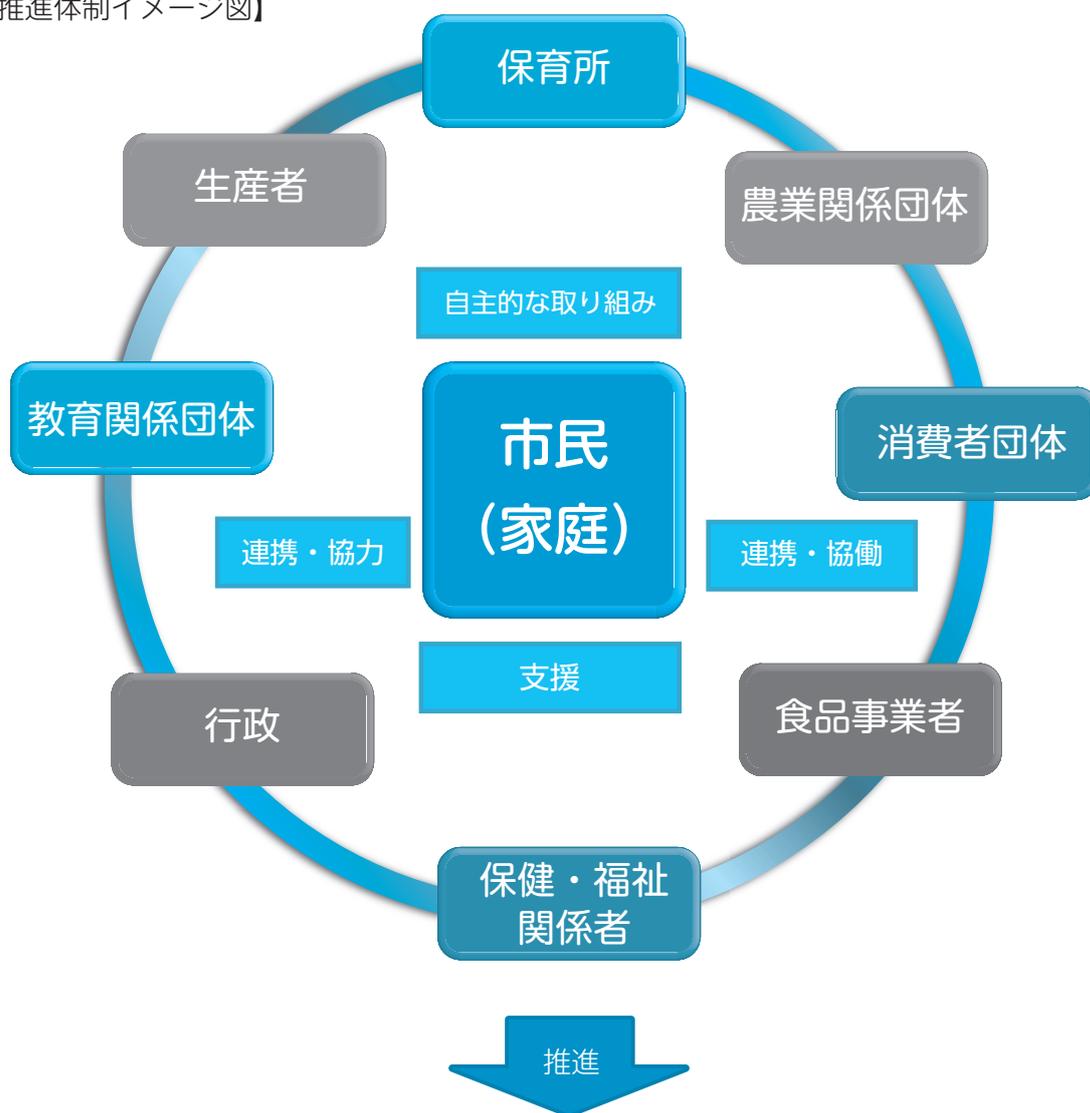
計画の推進体制と 関係者の役割

- 1 計画の推進体制
- 2 計画推進における関係者の役割

1 計画の推進体制

大崎市の食育計画の推進にあたっては、関係機関・団体などで構成する「大崎市食育推進協議会」と地域が横断的・有機的に連携し食育の推進に努めます。

【推進体制イメージ図】



家庭、学校、幼稚園、保育所、生産者、食品関連事業者、地域及び行政がともに支えあい、市民一人ひとりが、本市の豊かな「食」を通し、生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活が送れることを目指します。

2 計画推進における関係者の役割

この計画を推進していくためには、家庭、学校、幼稚園、保育所、生産者、食品関連事業者、地域及び行政が一体となり取り組んでいく必要があります。

(1) 市民（家庭）の役割

家庭は、食育において重要な役割を有しているという認識を一層深め、家族が望ましい食習慣を身につけることができるよう努めます。

また、生涯にわたり健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、自らその実現に努めます。

(2) 保育所・教育関係団体の役割

教育関係者は、保育・教育などにおける食育の重要性を一層自覚し、さまざまな機会や場面を利用して、積極的に食育を推進するとともに、他の関係者が行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めます。

(3) 生産者・農業関係団体の役割

生産者・農業関係団体は、安全な農産物の生産や供給に努めるとともに、農産物に関する情報を提供します。

さらに、農産物に関するさまざまな体験の機会を提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、市民の理解が深まるよう努めます。

また、教育関係者と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めます。

(4) 食品関連事業者の役割

食品の製造、加工、流通、販売や食事の提供を行う事業者は、食品の安全性をはじめ、食に関する幅広い情報を提供するとともに、安全な食品を提供し、自主的かつ積極的に食育の推進に努めます。

(5) 食育の活動を行う関係団体、企業の役割

食育の活動を行う関係団体、企業などは、それぞれの組織の目的や役割に応じて、自主的に組織内や地域などにおける食育に取り組みます。

(6) 市などの行政機関の役割

国や県及び市などの行政機関は、この計画に基づき、地域の特性を生かした事業を展開し、総合的かつ継続的に食育の推進に努めます。

また、食に関する知識の普及や安全な農林水産物の供給を推進するとともに、食育に関するさまざまな関係者・関係機関などとの連携・調整を図りながら、市民運動としての食育の推進を側面から支援します。

資料編

- 1 用語解説
- 2 大崎市食育推進ネットワーク会議構成員名簿
- 3 大崎市食育推進協議会委員名簿
- 4 大崎市食育推進協議会設置規則

1 用語解説

(注1) 食育基本法

国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができるよう、食育を総合的、計画的に推進することを目的に、平成17年に施行された食育に関する法律のこと。

(注2) 食育

食育基本法では、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること」と位置づけている。

(注3) 欠食

とるべき食事をとらないこと。

(注4) メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に加えて、高血糖、高血圧、脂質異常等のうち、いずれか2つ以上をあわせもった状態のこと。

(注5) 食品ロス

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品のこと。

(注6) 世界農業遺産

社会や環境に応じて継承されてきた特色のある伝統的な農林水産業と、それに関わり生まれた文化、景観、農業と関わりのある生物多様性など相互に関連して一体となった、世界的に重要な地域の仕組みを、国際連合食糧農業機関が認定する制度のこと。

(注7) 孤食

家族と暮らしている環境下において、一人で食事をとること。

(注8) エコファーマー

堆肥などを施して土地の力を高め、化学肥料、化学農薬を減らす生産計画を都道府県知事に提出し認定された農業者のこと。

(注9) 日本型食生活

昭和50年代ごろの日本人の食生活を基礎とし、ごはんを主食として、主菜・副菜があり、肉や魚、野菜や果物など多種多様な食品をとるといって、バランスのとれた食事内容のこと。

(注10) 共食

「食事を共有」すること。主に家族と一緒に食事をする事。

(注11) グローバル化

政治、経済、文化など、さまざまな側面において、従来の国家や地域の垣根を越え、地球規模で物資や情報のやり取りが行われること。

(注12) 洋風化

西洋料理（洋食）や、西洋風の料理が取り入れられていること。

(注13) 多国籍化

さまざまな国の食が入り混じっていること。

(注 14) 外部化

自宅で調理せず，外食や惣菜などに頼ること。

(注 15) 食生活指針

平成 12 年に当時の文部省，厚生省，農林水産省が国民の健康増進，生活の質の向上及び食料の安定供給の確保を図るために策定したものであり，10 項目から構成される食生活に関する基本的な指針のこと。

(注 16) マーケットイン

生産・販売活動をする際に，消費者のニーズを満たす製品であることを最優先する考え方のこと。

(注 17) 農泊

農山漁村地域に宿泊しながら，滞在中に地域資源を活用した体験や食事などを楽しむ「農山漁村滞在型」の旅行のこと。

(注 18) グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然，文化，人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動のこと。

(注 19) 放射性物質スクリーニング検査

食品中の放射性物質が規制値よりも低いか判別する検査のこと。

(注 20) フードバンク活動

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り，福祉施設等へ無料で提供する活動のこと。

(注 21) 和食：日本の伝統的食文化

料理そのものだけでなく，「自然を尊ぶ」という日本人の気質に基づいた「食」に関する「習わし」を示すもの。平成 25 年 10 月「和食：日本人の伝統的な食文化」がユネスコ無形文化遺産に登録された。

(注 22) ウェブサイト

インターネットの標準的な情報提供システムである WWW(ワールドワイドウェブ)で公開されるウェブページのこと。

(注 23) メディア

報道機関，マスメディアのこと。

(注 24) 食品表示

食品の安全性の確保や取引の公正，人々の栄養の改善・健康の増進等を図る目的で，食品に表示される事項のこと。

(注 25) 食生活改善推進員

昭和 30 年頃以降「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに生涯における食を通じた健康づくり活動を地域において推進している全国組織のボランティア団体のこと。令和 3 年には市内で 263 人が活動している。

(注 26) 教育ファーム

自然の恩恵や食に関わる人々の活動への理解を深めること等を目的として，生産者（農林漁業者）の指導を受けながら，作物を育てるところから食べるところまで一貫した農作業等の体験の機会を提供する取り組みのこと。

大崎市食育推進ネットワーク会議構成員名簿

No	区 分	H28 (計画策定年度)	H29	H30
1	教育関係団体	大崎市立古川第五小学校 校長 中山 一弥	大崎市立古川第一小学校 校長 千葉 光弘	大崎市立古川第五小学校 校長 菅原 一矢
2	教育関係団体	ゆめのさと幼稚園 副園長 佐々木 さなえ	ゆめのさと幼稚園 副園長 佐々木 さなえ	富永幼稚園 副園長 佐々木 さなえ
3	教育関係団体	古川幼稚園 教頭 鎌田 直子	古川幼稚園 教頭 鎌田 直子	古川幼稚園 教頭 鎌田 直子
4	教育関係団体	大崎市PTA連合会 会長 佐々木 新治	大崎市PTA連合会 会長 渋谷 祐亮	大崎市PTA連合会 会長 早坂 慎太郎
5	教育関係団体	古川東町カトリック保育園 園長 平野 義子	古川東町カトリック保育園 園長 平野 義子	古川みなみ保育園 園長 渋谷 貞雄
6	農業関係団体	古川農業協同組合 組織広報課長 門間 憲昭	古川農業協同組合 組織広報課長 門間 憲昭	古川農業協同組合 組織広報課長 門間 憲昭
7	農業関係団体	みどりの農業協同組合 青年部事務局 猪俣 卓之	みどりの農業協同組合 青年部事務局 猪俣 卓之	みどりの農業協同組合 調査役 大友 勝代
8	農業関係団体	いわでやま農業協同組合 主任補 高橋 大樹	いわでやま農業協同組合 主任補 高橋 大樹	いわでやま農業協同組合 主任補 西塚 友洋
9	保健福祉団体	大崎市保健推進員 連絡協議会 副会長 阿部 ゆう子	大崎市保健推進員 連絡協議会 副会長 阿部 ゆう子	大崎市保健推進員 連絡協議会 副会長 阿部 ゆう子
10	保健福祉団体	大崎市老人クラブ連合会 会長 佐藤 節夫	大崎市老人クラブ連合会 会長 佐藤 節夫	大崎市老人クラブ連合会 会長 佐藤 節夫
11	消費者団体	大崎市地域婦人団体 連絡協議会 副会長 舞嶽 智子	大崎市地域婦人団体 連絡協議会 副会長 舞嶽 智子	大崎市地域婦人団体 連絡協議会 副会長 舞嶽 智子
12	食育関係 事業団体	大崎市食生活改善推進員 連絡協議会 会長 渡邊 安子	大崎市食生活改善推進員 連絡協議会 会長 渡邊 安子	大崎市食生活改善推進員 連絡協議会 会長 及川 みや子
13	食育関係 事業団体	大崎栄養士会 会長 菅原 ふじ	大崎栄養士会 会長 菅原 ふじ	大崎栄養士会 会長 菅原 ふじ
14	関係行政機関	東北農政局 地域食品課長 大山 貴司	東北農政局 地域食品課長 大山 貴司	東北農政局 地域食品課長 薄井 剛
15	関係行政機関	宮城県北部保健福祉事務所 技術次長 松本 紀子	宮城県北部保健福祉事務所 技術次長 宮城 裕美子	宮城県北部保健福祉事務所 技術次長 宮城 裕美子
16	関係行政機関	宮城県北部地方振興事務所 次長兼企画員(班長) 海老田 透	宮城県北部地方振興事務所 次長兼企画員(班長) 海老田 透	宮城県北部地方振興事務所 主幹兼企画員(班長) 黒澤 昭夫

大崎市食育推進協議会委員名簿

No	区 分	R 2	R 3 (計画見直し年度)
1	教育関係団体	大崎市内小中学校長会 会長 野村 清正	大崎市内小中学校長会 会長 岡 文
2	教育関係団体	田尻幼稚園 園長 守屋 百合子	田尻幼稚園 園長 守屋 百合子
3	教育関係団体	大崎市PTA連合会 副会長 佐々木 健一	大崎市PTA連合会 副会長 高橋 慶行
4	農業関係団体	ブルーファーム株式会社 代表取締役社長 早坂 正年	ブルーファーム株式会社 代表取締役社長 早坂 正年
5	農業関係団体	古川農産加工クラブ連絡協議会 会計 坂井 悦子	古川農産加工クラブ連絡協議会 会計 坂井 悦子
6	保健福祉関係団体	社会福祉法人くじら バオバブ保育園 園長 大原 慎	社会福祉法人くじら バオバブ保育園 園長 村田 明美
7	保健福祉関係団体	大崎市食生活改善推進員協議会 会長 及川 みや子	大崎市食生活改善推進員協議会 会長 及川 みや子
8	消費者団体	みやぎ生活協同組合 地域代表理事 及川 しのぶ	みやぎ生活協同組合 地域代表理事 及川 しのぶ
9	学識経験者	仙台白百合女子大学 健康栄養学科 教授 佐々木 裕子	仙台白百合女子大学 健康栄養学科 教授 佐々木 裕子
10	食育関係事業団体	大崎栄養士会 会長 菅原 ふじ	大崎栄養士会 会長 菅原 ふじ
11	食育関係事業団体	大崎食品衛生協会 会長 佐々木 哲朗	大崎食品衛生協会 会長 佐々木 哲朗
12	食育関係事業団体	株式会社ウジエスーパー 常務取締役 氏家 良太郎	株式会社ウジエスーパー 常務取締役 氏家 良太郎
13	食育関係事業団体	大崎地域世界農業遺産推進協議会 アクションプラン推進会議 佐藤 敏悦	大崎地域世界農業遺産推進協議会 アクションプラン推進会議 佐藤 敏悦
14	一般公募	宮崎 研	宮崎 研
15	一般公募	中鉢 久美	中鉢 久美

大崎市食育推進協議会設置規則

(設 置)

第1条 大崎市食育推進計画（次条第2号において「計画」という。）の推進を図るため、大崎市食育推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 食育の推進に関する重要事項の審議に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、食育の推進に関し、必要な事項に関すること。

(組 織 等)

第3条 協議会は、20人以内で構成する。

- 2 協議会の委員は、次に掲げる団体又は機関から推薦を受けた者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 教育関係団体
 - (2) 農業関係団体
 - (3) 保健福祉関係団体
 - (4) 消費者団体
 - (5) 学識経験を有する者
 - (6) 一般公募による者
 - (7) その他食育関係事業を行う団体
- 3 構成員の任期は、2年とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 構成員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者をオブザーバーとして出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶 務)

第6条 協議会の庶務は、産業経済部世界農業遺産推進課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 5 月 28 日から施行する。
(大崎市特別職の職員で非常勤のものの日額報酬に関する規則の一部改正)
- 2 大崎市特別職の職員で非常勤のものの日額報酬に関する規則
(平成 18 年大崎市規則第 44 号) の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (令和 2 年 3 月 16 日規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。



第2次大崎市食育推進計画

平成29年3月策定 令和4年3月改訂

発行：宮城県大崎市

編集：産業経済部世界農業遺産推進課

〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号

TEL 0229-23-2281 FAX 0229-23-7578

メール：osaki-giahs@city.osaki.miyagi.jp
